

避難確保計画
《洪水時・土砂災害時》

【施設名： 】

平成 年 月 日 作成

目的は
要配慮者や施設職員を
洪水や土砂災害から守る！

留意事項！

- 各施設の状況に応じて、記載してください。
- すべての施設種別、浸水想定・土砂災害警戒区域に関わらず使用できる内容にしています。
- 該当しない項目は削除してください。
- 施設の状況に応じて内容を追加してください。
- 同一建物内に複数の施設種別がある場合、一体的な避難確保計画を作成することは可能ですが、提出は種別ごとに提出し、保管も施設種別ごとに行ってください。

避難確保計《目次》

目次

- 1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 計画の目的
- (2) 計画の報告
- (3) 計画の適用範囲
- (4) 施設の概況
- 2 防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 事前対策
- (2) 参集基準
- (3) 各班の任務と組織
- (4) 防災体制確立の判断時期及び役割分担
- 3 情報収集・伝達・・・・・・・・・・・・
- (1) 情報収集
- (2) 情報伝達の内容・連絡先等
- 4 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 避難基準
- (2) 避難場所
- (3) 避難方法
- (4) 避難経路
- 5 避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・
- (1) 避難確保資器材等一覧
- (2) 浸水を防ぐための対策
- 6 防災教育及び訓練の実施・・・・・・・・
- (1) 防災教育
- (2) 訓練
- (3) 実施時期
- 7 自衛水防組織の業務に関する事項・・・・・・・・

《別紙》

- 1 防災体制一覧表
- 2 施設職員緊急連絡網
- 3 外部機関等への緊急連絡先一覧
- 4 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 5 対応別避難誘導方法一覧表

《別添》

- 別添 「自衛水防組織活動要領」
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

作成のポイント！

- 避難経路図をつくる
- 体制をつくる
- 避難行動の開始を判断する

※一部消防法に基づく非常災害対策計画等の地震及び火災に関する計画内容を活用することができます。

留意事項！

利用者の情報、職員の電話番号等は黒塗りで提出する。

避難確保計画《基本事項》

1 基本事項

(1) 計画の目的

要配慮者利用施設避難確保計画（以下、「計画」という。）は、(法令)に基づくものであり、本施設の利用者の(洪水・土砂災害)時又はそのおそれがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2) 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、(法令)に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

(3) 計画の適用範囲

計画は、〇〇施設に勤務する職員（以下、「施設職員」という。）、施設の利用者及び計画に基づき避難する際に施設に滞在する者（以下、「利用者等」という。）に適用する。

(4) 施設の概況

①人数

利用者（名）			施設職員（名）		
曜日	昼間	夜間	曜日	昼間	夜間
〇～〇	〇人	〇人	〇～〇	〇人	〇人
〇	〇人	〇人	〇	〇人	〇人

②建物

構造	階数	使用階数
R C	〇階	〇～〇階

③（浸水・土砂災害）の危険性

対象河川		想定浸水深
〇〇河川		〇～〇m
土砂災害警戒区域該当箇所		土砂災害特別警戒区域該当箇所
建物（居室・食堂）、駐車場		建物（食堂）

作成の手順

- ①計画の目的、施設名を記載
- ②計画を作成したことを市へ報告する文面を記載
- ③計画の適用範囲を記載
- ④施設の人数を記載
- ⑤建物の状況を記載
- ⑥浸水・土砂災害の危険性を記載

留意事項！

状況が変更となった場合は、修正したものを再提出してください。

避難確保計画≪防災体制～事前対策≫

2 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合	■気象情報等の情報収集	施設職員全員
応援当番職員参集	■大雨警報が発表された場合	■気象情報等の情報収集 ■避難準備	防災当番施設職員
全職員参集	■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連絡・通報 ■避難誘導	施設職員全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆現象・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

作成のポイント！

- 災害発生のおそれがある場合の対応をあらかじめ検討しておき、各施設職員の役割分担を再確認しておきましょう。
- 定期的に施設周辺の排水状況や避難経路の状況を、点検することが重要です。
- 避難路を防ぐ可能性がある敷地内の樹木や支障物等が無いかを点検しましょう。
- 施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないかを点検しましょう。

作成の手順

事前に行うべき対策を記載

留意事項！

施設周辺のがけ等に土砂災害の前兆現象が見られた場合は、すぐに市・県の砂防担当部局に報告しましょう。

避難確保計画≪防災体制～参集基準≫

2 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合	■気象情報等の情報収集	施設職員 全員
応援当番 職員参集	■大雨警報が発表された場合	■気象情報等の情報収集 ■避難準備	防災当番 施設職員
全職員 参集	■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連絡・通報 ■避難誘導	施設職員 全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆現象・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

作成のポイント！

洪水・土砂災害の恐れがあるときの参集体制及び参集基準を定めておく必要があります。

作成の手順

- ①参集の基準を記載
- ②参集後の業務を記載
- ③対応者を記載

留意事項！

昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間について、特に体制を確保しておく必要があります。

避難確保計画≪防災体制～各班の任務と組織≫

2 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合	■気象情報等の情報収集	施設職員全員
応援当番職員参集	■大雨警報が発表された場合	■気象情報等の情報収集 ■避難準備	防災当番施設職員
全職員参集	■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連絡・通報 ■避難誘導	施設職員全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆現象・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

作成のポイント！

的確な情報収集・伝達、迅速な避難行動ができるように、『誰が何をするのか』を明確にしておきましょう。

作成の手順

各班の業務内容を記載

留意事項！

昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間について、特に体制を確保しておく必要があります。

避難確保計画≪防災体制～体制の確立の判断時期及び役割分担≫

(4) 防災体制確立の判断時期及び役割分担

以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ●●地区に洪水注意報発表 ➢ ●●川(●●地点)氾濫注意情報発表	注意体制確立	洪水予報等の 情報収集	情報収集 伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ●●町に避難準備・高齢者等 避難開始の発令 ➢ ●●地区に洪水警報発表 ➢ ●●川(●●地点)氾濫警戒 情報発表	警戒体制確立	洪水予報等の 情報収集 使用する資器 材の準備 保護者への事 前連絡 周辺住民への 事前協力依頼 要配慮者の避 難誘導	情報収集 伝達要員 避難誘導 要員 情報収集 伝達要員 情報収集 伝達要員 避難誘導 要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ●●町に避難勧告又は避難指 示(緊急)の発令 ➢ ●●川(●●地点)氾濫危険 情報発表	非常体制確立	施設内全体の 避難誘導	避難誘導 要員

作成のポイント！

いつ避難すればよいかを知る・決める。
※防災体制（注意・警戒・非常）を作る
ために、タイミング・活動内容・対応
要員を決定する。

作成の手順

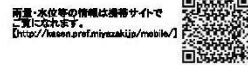
- ①防災体制に切り替えるタイミングを
決定
 - 河川の水位情報
 - 気象情報
 - 市の発令する避難情報 など
- ②施設の防災体制をつくる
→活動内容、対応要員を決定

留意事項！

役割分担は固定しない。人手が足りない
場合が多いため、一人何役でもこな
せるようにしておきましょう。

避難確保計画《河川水位》

宮崎県の雨量・河川水位観測情報



雨量観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、雨量の強弱に応じて色替え表示します。

最新の雨量データを一覧表示します。

一定期間の雨量データを一覧表示します。

水位観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、水位の危険度に応じて色替え表示します。

最新の水位データを一覧表示します。

一定期間の水位データを一覧表示します。

雨量観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

宮崎県の雨量・河川水位観測情報

データ種別 | 雨量 | 水位 | ダム |

表示形式 | 状況図 | 現況表 | 一覧表 |

★メニュー

- 雨量状況図
- 雨量現況表
- 雨量一覧表
- 水位状況図
- 水位現況表
- 水位一覧表
- ダム雨量状況図
- ダム雨量現況表
- ダム雨量一覧表
- 監視カメラ
- 洪水予報発表情報
- ★Help
- 用語の解説
- ご利用時ご注意
- ★Link
- 宮崎県のホームページ
- 河川課のホームページ
- 国土交通省【川の防災情報】
- 気象庁【気象情報】
- レーダー雨量

水位現況表(全県)

2018年11月30日 10時20分 現在

・降雨時のみ、10分間隔で観測する水位局がありますのでご注意ください。
・地名をクリックすると観測データのグラフが表示されます。
・この情報は速報値です。

河川名	局名	所在地	最新観測時刻
沖田川	伊形	延岡市 伊形町	2018/11/30 10:10
祝子川	宇和田	延岡市 宇和田町	2018/11/30 10:10
五ヶ瀬川	三輪(国)	延岡市 下三輪町	2018/11/30 10:10
祝子川	浜砂	延岡市 宮島町	2018/11/30 10:10
祝子川	佐野(国)	延岡市 佐野町	2018/11/30 10:10
北川	鹿小路橋	延岡市 鹿小路町	2018/11/30 10:10
細見川	山口橋	延岡市 小野町	2018/11/30 10:10
沖田川	口広橋	延岡市 小野町	2018/11/30 10:10
沖田川	沖田橋	延岡市 小野町	2018/11/30 10:10
北川	川島橋	延岡市 川島町	2018/11/30 10:10
祝子川	祝子(国)	延岡市 中川原町	2018/11/30 10:10
祝子川	祝子橋	延岡市 中川原町	2018/11/30 10:10
五ヶ瀬川	松山(国)	延岡市 野田町	2018/11/30 10:10
大瀬川	三ツ瀬(国)	延岡市 御浜町	2018/11/30 10:10
浜川	浜川防衛内水位	延岡市 緑ヶ丘	2018/11/30 10:10
浜川	浜川防衛外水位	延岡市 緑ヶ丘	2018/11/30 10:10
小川	永代橋	延岡市 北川町	2018/11/30 10:10
蛇谷川	桜ヶ丘幼稚園前	延岡市	2018/11/30 10:10
蛇谷川	桜ヶ丘商業高校前	延岡市	2018/11/30 10:10
蛇谷川	蛇谷川ポンプ内水位	延岡市	2018/11/30 10:10

作成のポイント！

河川の水位情報から避難判断を決定する

水位グラフ

観測局情報

雨量局	観測所名	妙町	所在地	延岡市 大野町
水位局	観測所名	祝子橋	河川名	祝子川
	所在地	延岡市 中川原町		

時間雨量(mm) 累積雨量(mm) 水位(m)

凡例

- 時間雨量[mm]
- 累積雨量[mm]
- 水位グラフ[m]
- 水位[m]
- 氾濫危険水位(5.70m)
- 避難判断水位(5.10m)
- 氾濫注意水位(4.00m)
- 水防団待機水位(3.00m)

観測データ (11/29 12:00—11/30 11:00)

月/日	11/29											
時:分	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
時間雨量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積雨量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水位	1.54	1.39	1.28	1.15	1.00	0.96	0.95	1.02	1.10	1.25	1.37	1.37

月/日	11/30											
時:分	24:00	01:00	02:00	03:00	04:00	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	10:20
時間雨量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積雨量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水位	1.30	1.14	0.98	0.84	0.69	0.67	0.67	0.61	0.61	0.61	1.14	1.26

避難確保計画《土砂災害》

宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量・水位等の情報は携帯サイトで
ご覧いただけます。
【http://kosen.pref.miyazaki.jp/mobile/】



雨量観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。



水位観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。



雨量観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

水位観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

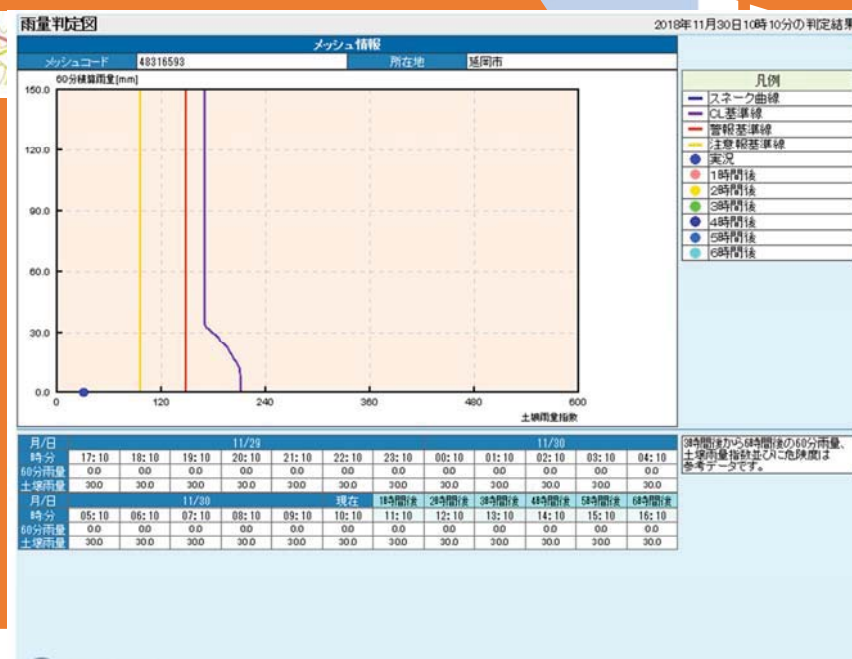
●本システムのデータは宮崎県国土建設部が提供している雨量・水位・河川観測カメラの情報を基にしています。

宮崎県土砂災害危険度情報



作成のポイント！

土砂災害に係る情報から避難判断を決定する



避難確保計画<<別紙1 防災体制一覧表>>

<<防災体制一覧表>>

別紙1

管理権限者 () (代行者)

指揮班	役職及び氏名	任 務
	班長 ()	☐ 施設管理者を支援
	班員 () 名	☐ 各班へ必要な事項を指示
	.	
	.	

情報 収集班	役職及び氏名	任 務
	班長 ()	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
	班員 () 名	☐ 館内放送等による避難の呼び掛け
	.	☐ 洪水予報等の情報の収集
	.	☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ()	☐ 避難誘導の実施
	班員 () 名	☐ 未避難者、要救助者の確認
	.	
	.	

作成のポイント！

- 責任者がいない場合はどうしますか？
- 決めていた担当者がいない時はどうしますか？
- 必要な業務を実施できる人員を確保しておきましょう。

作成の手順

- ① 各要因の役割に適した担当者を決める
- ② 各班に必要な人員を決める
- ③ 利用者・施設職員数、移動手段等との「避難誘導方法」の整合を図る
- ④ 任務を記載する

留意事項！

役割分担は固定しない。人手が足りない場合が多いため、一人何役でもこなせるようにしておきましょう。

避難確保計画《防災体制》

2 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直施設職員の増員やディサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	■台風接近が予想される場合 ■大雨が予想される場合	■気象情報等の情報収集	施設職員 全員
応援当番 職員参集	■大雨警報が発表された場合	■気象情報等の情報収集 ■避難準備	防災当番 施設職員
全職員 参集	■土砂災害警戒情報が発表された場合 ■避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	■気象情報等の情報収集 ■関係行政機関等への連絡・通報 ■避難誘導	施設職員 全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆現象・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

参考事例

- 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。
- 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まらない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。
- 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅が近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。
- 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。

避難確保計画《情報収集・伝達～情報収集》

3 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法	職員間の共有方法
気象情報	テレビ、ラジオ インターネット 気象庁 HP (http://www.jma.go.jp/)	メール等
洪水予報・河川水位	インターネット 「川の防災情報」 ●●川の水位到達情報発表状況 「川の防災情報」の●●川の水位観測所の水位 気象庁 HP の洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等、テレビ、インターネット	メール等
市が発令する避難情報	防災行政無線、テレビ、ラジオ 災害情報メール、市ホームページ	メール等
		メール等

(2) 情報伝達の内容・連絡先等

①報告対象とする情報及び伝達手段等は、以下のとおりとする。

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	市町村役場（防災担当）、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	市町村役場（防災担当）、消防等
避難情報	避難誘導班	館内放送	利用者
		口頭	市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防等
避難開始	避難誘導班	FAX	利用者
		館内放送	市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防等

②「別紙2 施設内緊急連絡網」、館内放送、館内掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を利用者等及び施設職員で共有する。

③「別紙3 外部機関等の緊急連絡先一覧表」を用いて、必要な外部機関へ連絡する。

作成のポイント！

■ 誰が、どうやって、何を収集するのかを決める。

作成の手順

- ①防災情報の収集方法を決定する
- ②緊急連絡網、外部機関等への緊急連絡先一覧表を作成
- ③情報伝達経路を作成する

留意事項！

- 普段から、いつでも、だれでも情報収集元にアクセスできるようにしておきましょう。
- 収集した情報は施設職員間で共有できるようにしておきましょう。

情報収集・伝達の5本柱

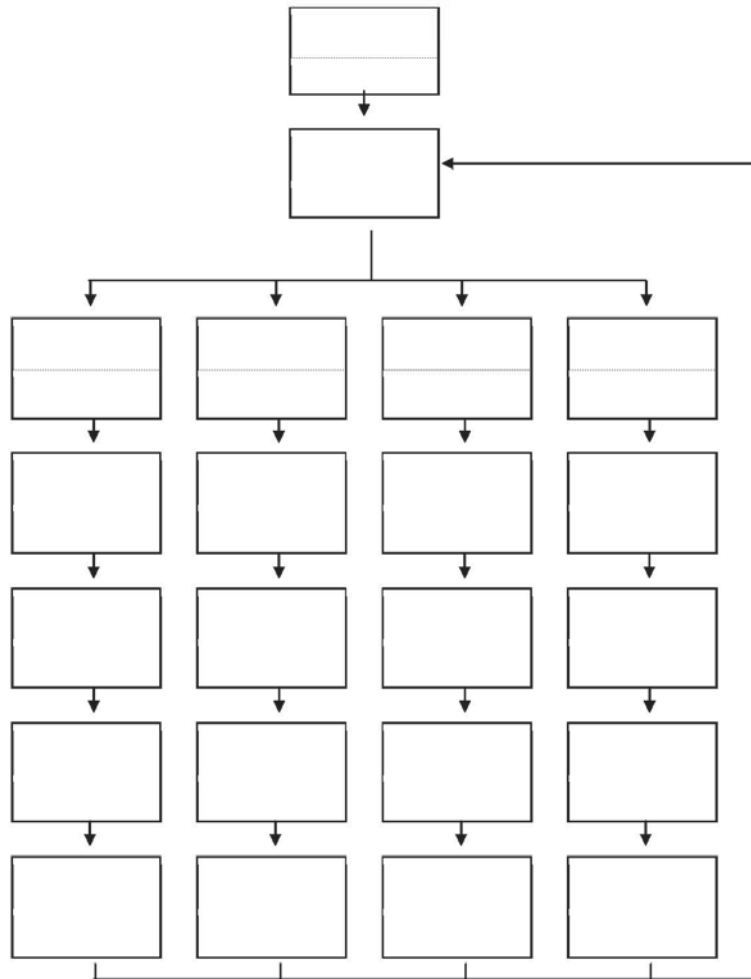
- ①だれが
- ②どうやって（収集方法）
- ③何を（収集する情報）
- ④だれに
- ⑤どうやって伝達するか（伝達方法）

出典：講習会の企画調整及び運営マニュアル

避難確保計画<<別紙2 施設職員緊急連絡網>>

<<施設職員緊急連絡網>>

別紙2



作成のポイント！

- 連絡先は定期的に更新する。
- 上段に「氏名」、下段に「連絡先（電話番号）」を入れてください。

作成の手順

- ① 施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ② 施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成する。

留意事項！

- 従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。
- メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう
- 連絡網が途切れていたとしても、確実に連絡できるか連絡網を決定する。例えば、連絡がつかない場合は、次の人に連絡し、後から確認する工夫等を行う。

避難確保計画《別紙３ 外部機関等への緊急連絡先一覧表》

《外部機関等への緊急連絡先一覧表》

別紙 3

[illegible]

作成のポイント！

■連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

必要な外部機関の連絡先を作成する。

避難確保計画＜別紙４ 施設利用者緊急連絡先一覧表＞

[illegible]

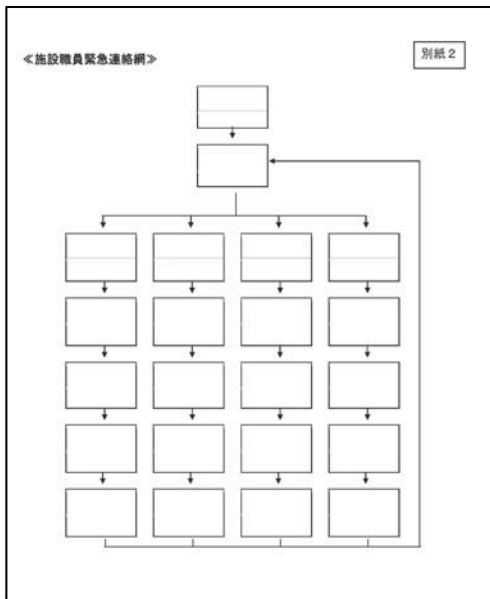
作成のポイント！

■連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

利用者関係者の緊急連絡先を作成する。

避難確保計画《連絡網・連絡先一覧》

[illegible]

＜施設利用者緊急連絡先一覧表＞

参考事例

- グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。
- 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。
- 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。
- 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。

避難確保計画《避難誘導～避難基準》

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁り出す。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみ出す。
- ・ 地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	九段下公園	() m	□ 徒歩 ☑ 車両 (3) 台
避難場所②			
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所)へ、(移動方法)により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・ 施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

作成のポイント！

的確に避難開始の判断を行うためには、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考にして、具体的な避難基準を定めておくことが最も重要です。

作成の手順

避難開始の判断を行う基準を作成する。

避難確保計画《避難誘導～避難基準》

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	●●小学校 ●階	() m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (●) 台
避難場所②	●●ビル ●階	() m	☒ 車両 (●) 台
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所) へ、(移動方法) により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

参考事例

- Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的に確認しながら、避難のタイミングを計っている。
- 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。
- 市や県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。
- 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。
- 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。
- どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識（トリガー情報）を統一した。

避難確保計画＜避難誘導～避難場所＞

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	●●小学校 ●階	() m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (●) 台
避難場所②	●●ビル ●階	() m	☒ 車両 (●) 台
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所) へ、(移動方法) により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・ 施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。
- ・ 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

作成のポイント！

避難場所決定に関する基本的な考え方

- ①危険な場所から離れることが原則
- ②近隣のより安全な場所・建物等への立退き避難
- ③施設建物内において、より安全な場所等への垂直避難

作成の手順

- ①避難場所を決定する
- ②避難経路図を参考に、移動距離を記載する。
- ③対応別避難誘導方法一覧表を参考に、移動手段を記載する。

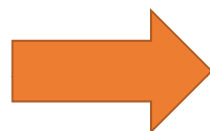
留意事項！

- 搬送車を手配して移送する必要がある場合、必要な台数が手配できるか事前の確認が必要です。
- 夜間や大雨等の状況を想定して移動手段を設定します。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう、早めの避難準備を行う必要があります。

延岡市ホームページでの情報提供《指定緊急避難場所》



指定緊急避難場所



本文へ | サイトマップ | 文字を大きくしてみるには

Google カスタム検索

ホーム > 延岡市防災・災害 > 防災・災害(Disaster-Prevention)

防災・災害(Disaster-Prevention)

1. 指定緊急避難場所(災害種別毎)

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の分類について

災害対策基本法の改正に基づき、一時避難場所を「指定緊急避難場所」、長期避難所を「指定避難所」と明確に区分しました。

- 指定緊急避難場所とは

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

- 指定避難所とは

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

(2) 災害種別の指定緊急避難場所

市では災害種別の指定緊急避難場所を下記のとおり指定しています。

- 風水害・土砂災害(台風や大雨などの)指定緊急避難場所
 - 【南浦/東海/岡富/川中/南方/恒富/伊形】(PDFファイル)
 - 【北方】(PDFファイル)
 - 【北浦】(PDFファイル)
 - 【北川】(PDFファイル)
- 地震・火災の指定緊急避難場所
 - 【地震発生時の指定緊急避難場所一覧】(PDFファイル)
- 津波の指定緊急避難場所
 - 【津波発生時の指定緊急避難場所一覧】(PDFファイル)

その他関連メニュー

- 防災パンフレット
 - 外国人のための防災パンフレット(英語版) Procedures in the Event of a Natural Disaster
 - 外国人のための防災パンフレット(韓国語版) 외국인을 위한 방재 안내문
 - 外国人のための防災パンフレット(中国語版) 外国人用防災常識
 - 外国人のための防災パンフレット(中国語版) 外国人用防災常識
- Safety tips "Safety" for your pleasant trip
- 多言語表示事例集「防災対策」について

弾道ミサイル

- 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

計画等

- 延岡市地域防災計画
- 延岡市国民保護計画

地区防災

- 自主防災組織
- 防災士養成助成事業

災害ボランティア

- 災害ボランティアネットワーク

避難確保計画《別紙5 対応別避難誘導方法一覧表》

《対応別避難誘導方法一覧表》

別紙 5

[illegible]

避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6. 自宅に帰宅 7. 病院に搬送 8. そのほか

作成のポイント！

■ 誰を、どの避難先に、誰がどうやって避難させるかを整理し、より迅速に避難可能となる誘導方法を決定する。

作成の手順

- ①施設利用者ごとに、氏名、避難先、移動手段、担当者、配慮事項(備考欄)の一覧表を作成する。
- ②施設利用者ごとの状況を踏まえ、避難所への移動方法をわかりやすく整理する(一番左の列の情報)

留意事項！

この一覧表は、施設利用者全員の避難時間をイメージするための重要な様式である。

避難確保計画＜避難誘導～避難場所＞

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	●●小学校 ●階	() m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (●) 台
避難場所②	●●ビル ●階	() m	☒ 車両 (●) 台
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所)へ、(移動方法)により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

参考事例

■市営住宅（アパート）を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる（ただし、屋上を使用し、部屋は使用しない）。

■自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。

■浸水リスクのある場所を通して避難する必要があるので、自施設の3階・4階へ避難することとしている。

■県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず、地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。

避難確保計画＜避難誘導～避難方法＞

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	●●小学校 ●階	() m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (●) 台
避難場所②	●●ビル ●階	() m	☒ 車両 (●) 台
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所) へ、(移動方法) により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

作成のポイント！

避難前、避難時、避難完了時に誰が何を行うかを決めておく。

作成の手順

- ①避難前に行うべきことを記載する
- ②避難時に行うべきことを記載する
- ③避難完了時に行うべきことを記載する

避難確保計画≪避難誘導～避難方法≫

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備高齢者等避難開始

イ. 前兆現象などによる判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁り出す。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの立ち退き避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に退避する。それすらも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	●●小学校 ●階	() m	☐ 徒歩 ☒ 車両 (●) 台
避難場所②	●●ビル ●階	() m	☒ 車両 (●) 台
屋内安全確保	施設 3 階	1 階→3 階	

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所) へ、(移動方法) により、避難を開始します。

ア. ○○指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・○○指定緊急避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

参考事例

■地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないかな。

「○階以上の建物には○人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。

■防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。

■幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す(保護者に迎えに来てもらう)ようにしている。小学校と同じ対応。

避難確保計画≪避難経路～浸水想定区域≫

(4) 避難経路

避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

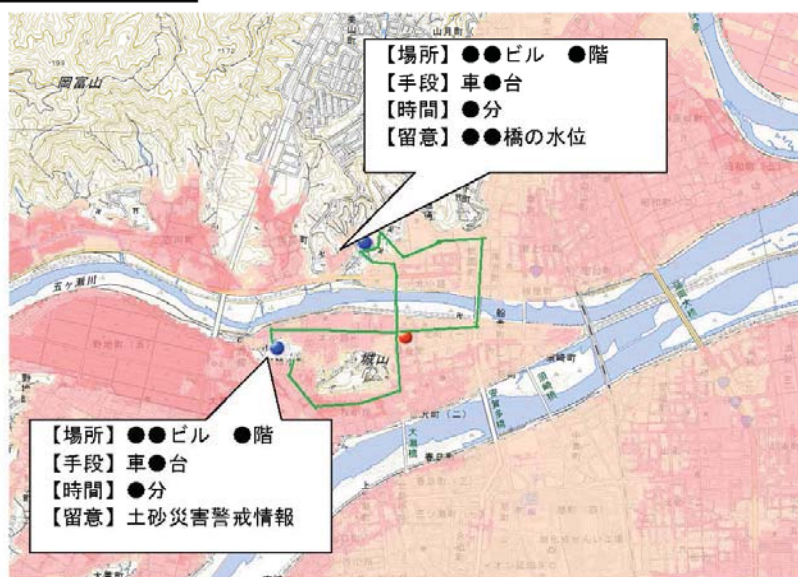
ア. 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。(経路図のとおり)

イ. 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
- ・ 停電時にはエレベータ停止することに留意する。(経路図のとおり)

避難経路図



作成のポイント！

- 施設周辺の浸水危険性を確認する。
- どこに避難すればよいか確認する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ① 浸水想定区域図を用意する。
(以下「マップ」という)
- ② マップ上の施設をさがす。
(●をつける)
- ③ 施設周辺の水深を確認する。
- ④ 安全な避難場所をさがす。
- ⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る。

避難確保計画≪避難経路～土砂災害警戒区域≫

(4) 避難経路

避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

ア. 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・ ○○避難場所までの移動は、○○道路経由とする。(経路図のとおり)

イ. 施設内避難の場合

- ・ 施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
- ・ 停電時にはエレベータ停止することに留意する。(経路図のとおり)

避難経路図



【場所】●●ビル ●階
【手段】車●台
【時間】●分
【留意】土砂災害警戒情報

作成のポイント！

- 施設周辺の土砂災害の危険性を確認する。
- どこに避難すればよいか確認する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ① 土砂災害ハザードマップ又は土砂災害警戒区域指定図書を用意する。
(以下「マップ」という)
- ② マップ上の施設をさがす (●をつける)。
- ③ 施設周辺の土砂災害警戒区域を確認する。
- ④ 安全な避難場所をさがす。
- ⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る。

避難確保計画≪避難経路～浸水想定区域・土砂災害警戒区域≫

(4) 避難経路

避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

ア、指定緊急避難場所へ避難の場合

・〇〇避難場所までの移動は、〇〇道路経由とする。(経路図のとおり)

イ、施設内避難の場合

・施設内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。

・停電時にはエレベータ停止することに留意する。(経路図のとおり)

避難経路図



(4) 避難経路

避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

ア、指定緊急避難場所へ避難の場合

・〇〇避難場所までの移動は、〇〇道路経由とする。(経路図のとおり)

イ、施設内避難の場合

・施設内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。

・停電時にはエレベータ停止することに留意する。(経路図のとおり)

避難経路図



参考事例

- 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。
- 交通手段（車・徒歩）については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。
- 避難所まで利用者と一緒に実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。

避難確保計画《施設の整備》

5 避難の確保を図るための施設の整備

(1) 避難確保資器材等一覧

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、以下に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、
施設内の一時避難	水、食料、防寒具
介護用品	大人用紙おむつ、車いす、担架、常備薬

(2) 浸水を防ぐための対策

浸水を防ぐための対策については、以下に示すとおりとする。

浸水を防ぐための対策
土嚢、止水版

作成のポイント！

- 利用者の命を守るための備蓄品を決める。
- 浸水を防ぐための対策を決める。

作成の手順

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。
- ② 避難所等への避難後における必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態にあるか、確認する。
- ④ 浸水を防ぐための対策を記載する。

留意事項！

上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医療品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

避難確保計画《施設の整備》

5 避難の確保を図るための施設の整備

(1) 避難確保資器材等一覧

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、以下に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、
施設内の一時避難	水、食料、防寒具
介護用品	大人用紙おむつ、車いす、担架、常備薬

(2) 浸水を防ぐための対策

浸水を防ぐための対策については、以下に示すとおりとする。

浸水を防ぐための対策
土嚢、止水版

参考事例

- 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。
- 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話を聞かせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。
- 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。
- 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。
- 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。

避難確保計画＜防災教育及び訓練の実施＞

6 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設（管理者・所有者）は、（洪水・土砂災害）の危険性や前兆現象等、避難に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性の理解促進に努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

《主な内容》

- 洪水時の気象状況について、土砂災害の前兆現象について
- 情報収集及び伝達体制
- 避難判断・誘導
- 計画の周知

(2) 訓練

利用者等を対象に、（洪水・土砂災害）に対する避難確保計画の内容を把握するため、原則、研修と一体的に実施することを基本とする。

《主な内容》

- 情報収集及び伝達
- 避難判断
- 誘導

(3) 実施時期

訓練は、下記の年間計画に基づき、出水期前に行うとともに、年間〇回行う。

※年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、実施する。

作成のポイント！

教育・訓練内容を決めて実施日を記入する。

作成の手順

- ①防災教育内容、時期を決定する
- ②訓練内容、時期を決定する

避難確保計画《防災教育及び訓練の実施》

6 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設(管理者・所有者)は、(洪水・土砂災害)の危険性や前兆現象等、避難に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性の理解促進に努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

《主な内容》

- 洪水時の気象状況について、土砂災害の前兆現象について
- 情報収集及び伝達体制
- 避難判断・誘導
- 計画の周知

(2) 訓練

利用者等を対象に、(洪水・土砂災害)に対する避難確保計画の内容を把握するため、原則、研修と一体的に実施することを基本とする。

《主な内容》

- 情報収集及び伝達
- 避難判断
- 誘導

(3) 実施時期

訓練は、下記の年間計画に基づき、出水期前に行うとともに、年間〇回行う。

※年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、実施する。

参考事例

- 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。
- 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。
- 昼間に、施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。
- 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。
- 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。
- 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。
- 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。

避難確保計画《防災教育及び訓練の実施》

6 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設(管理者・所有者)は、(洪水・土砂災害)の危険性や前兆現象等、避難に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性の理解促進に努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

《主な内容》

- 洪水時の気象状況について、土砂災害の前兆現象について
- 情報収集及び伝達体制
- 避難判断・誘導
- 計画の周知

(2) 訓練

利用者等を対象に、(洪水・土砂災害)に対する避難確保計画の内容を把握するため、原則、研修と一体的に実施することを基本とする。

《主な内容》

- 情報収集及び伝達
- 避難判断
- 誘導

(3) 実施時期

訓練は、下記の年間計画に基づき、出水期前に行うとともに、年間〇回行う。

※年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、実施する。

参考事例

■ 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。

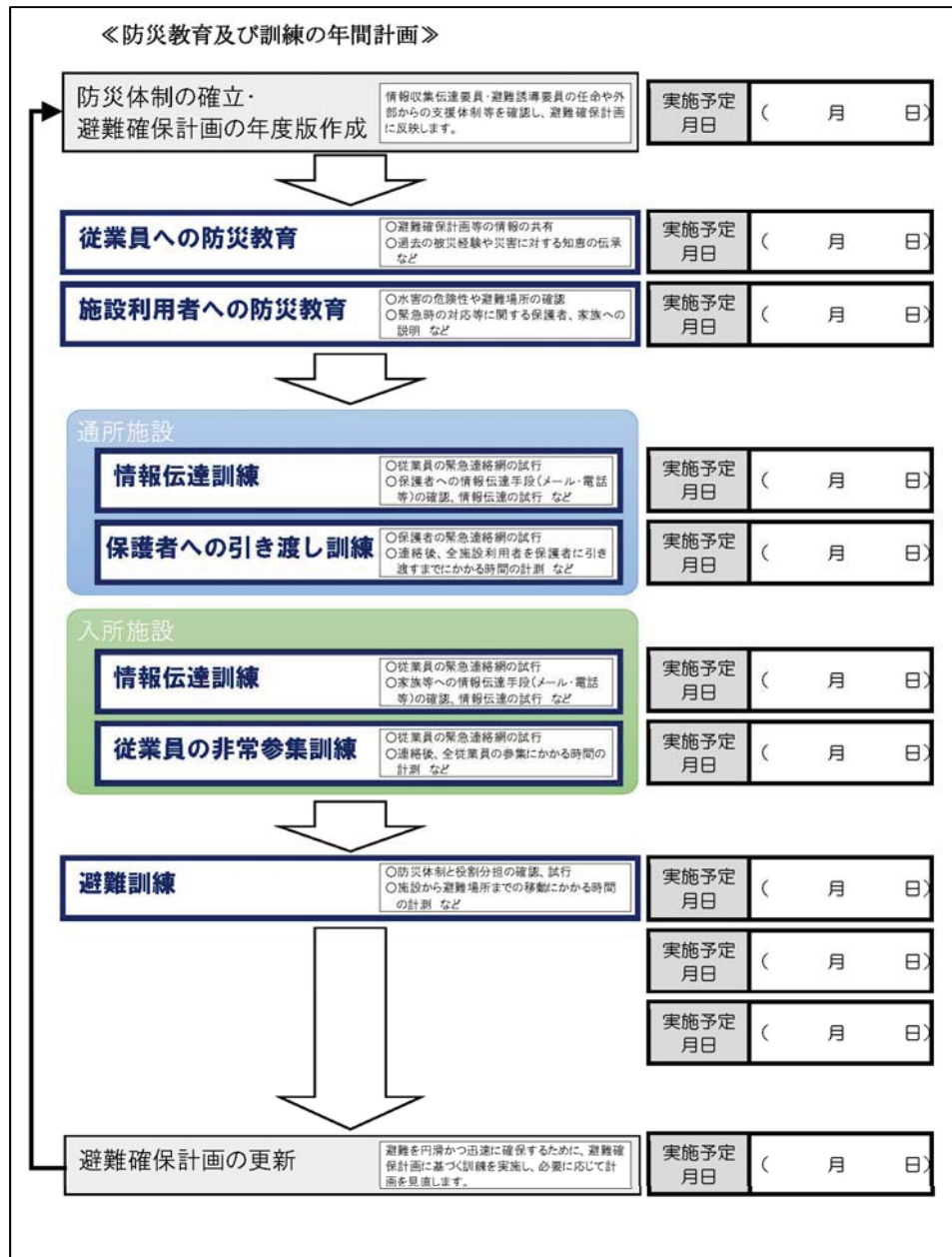
参考事例

■ 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。

■ 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。

■ 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。

避難確保計画≪防災教育及び訓練の実施≫



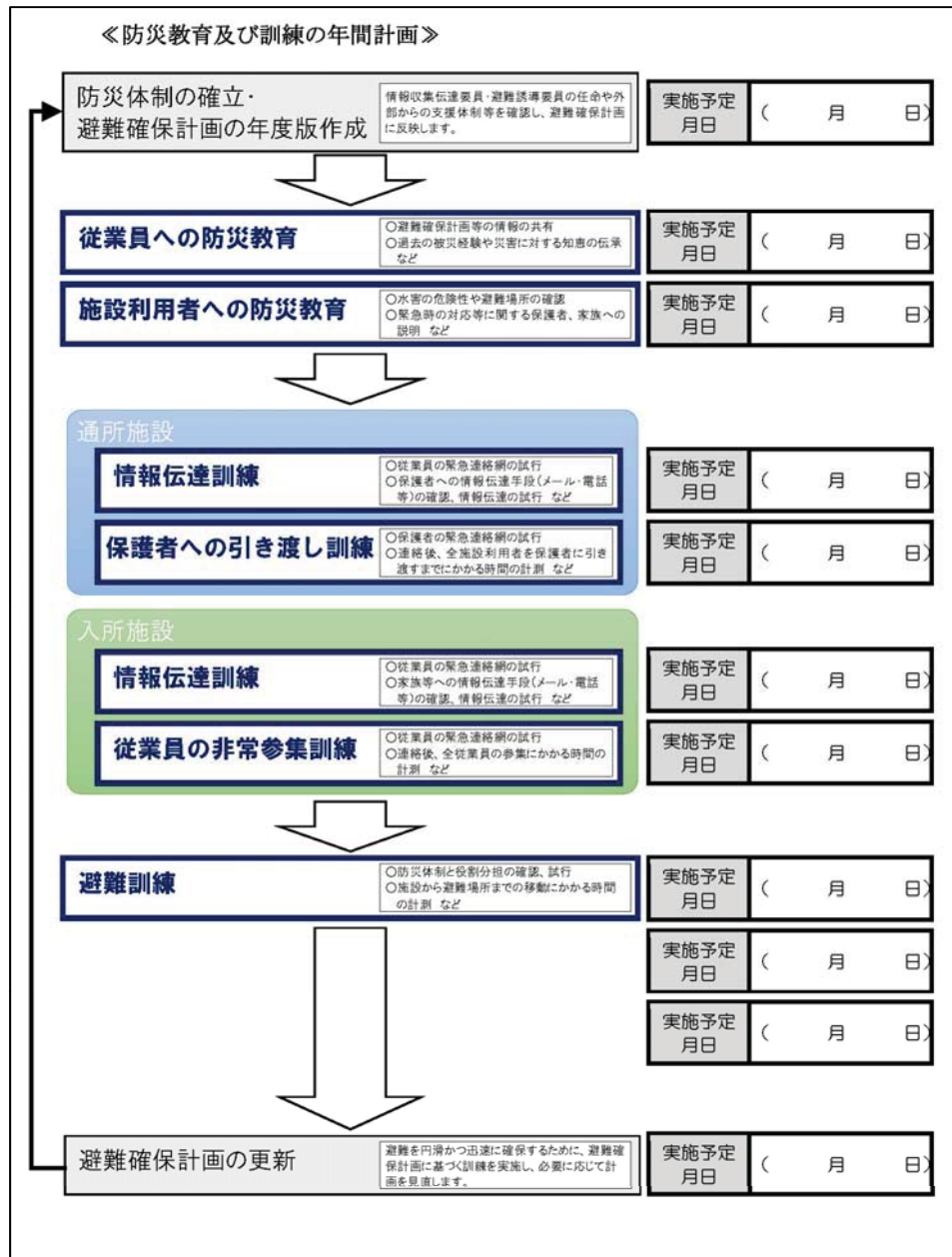
作成のポイント！

他の訓練や教育を考慮する。

作成の手順

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

避難確保計画《防災教育及び訓練の実施》



参考事例

(情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

(避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

避難確保計画《自衛水防組織》

7 自衛水防組織の業務に関する事項 ※設置した場合に記載(任意設置)

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

作成のポイント！

- 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

作成の手順

- ① 別添、別表1,2を活用し、組織を設置する。
- ② 研修及び訓練計画を立てる。
- ③ 設置したことを由利本荘市へ報告する。

避難確保計画《自衛水防組織》

7 自衛水防組織の業務に関する事項 ※設置した場合に記載(任意設置)

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

留意事項！

○自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。

○自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

避難確保計画《自衛水防組織》

別添 「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者 () (代行者)		
指揮班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	☐ 施設管理者を支援 ☐ 各班へ必要な事項を指示
情報収集班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
指揮班	
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

避難判断の参考資料

■延岡市地域防災計画

■避難勧告等に関するガイドライン② H29.1内閣府（防災担当）

■九州・山口県防災気象情報ハンドブック2018 福岡管区気象台

今後の予定

延岡市危機管理室

と、その前に…

津波発生時の避難確保計画

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る 避難確保計画作成の手引き（津波編）

平成 29 年 1 月版

この手引きは、津波の発生時における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画、洪水時の避難確保計画を定めている等、既存の計画に「津波の発生時の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

なお、避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する津波ハザードマップで情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

「〇〇〇〇（施設名）」における津波の発生時の避難確保計画

1. 計画の目的

《記載例》

- この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

《解説及び留意事項》

- 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）は、平成 23 年 12 月に施行され、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成、避難訓練の実施が義務として課されることとなった。

スケジュール

本日	避難確保計画作成に係る研修会（前期）
↓	
	持ち帰って施設関係者で検討→修正
	※質問は危機管理室へ（FAX） 回答…第2日目
↓	
2月6、7日	避難確保計画作成に係る研修会（後期）

避難確保計画作成に係る研修会（後期）

《日時》

以下のいずれかに御出席いただくこととなります。
本日の受付にて該当する日時を御確認ください。

2月6日	午前の部	9：30～12：00（ 9：00開場）
	午後の部	13：30～16：00（13：00開場）
2月7日	午前の部	9：30～12：00（ 9：00開場）
	午後の部	13：30～16：00（13：00開場）

※開催通知等はありません。

【お願い】

後期講習会までに、「避難確保計画」の内容について、一人でも多くの施設関係者と話し合ってきてください。

ワークショップでは、二つのテーマを二つ考えております。

テーマ①：「避難確保計画作成上の課題」

テーマ②：「安全な避難を行うために行っていること、できること」

各施設の計画作成における課題と施設で工夫している点（強み）を話し合い（共有し）、よりよい計画とする場とします。